

7 競争入札参加資格申請書等記載事項変更等届 提出書類一覧表

区分	変更届	添付書類							その他
		登記事項 証明書 〔履歴事項 全部証明書〕	印鑑 証明書	委任状 〔受任者が いる場合〕	債権者 登録票	氏名が変更 になったこと を証明する 書類	営業に必要な 許可、許 可等を得た ことを証する 書類	合併契約書	
1 本社の商号又は名称	○	○	○	○	○				登記簿で変更前・変更後が判明しない場合は、確認できる資料が必要
2 受任者の商号又は名称	○			○	○				
3 本社の所在地又は電話番号	○	○ (※)	○ (※)	○ (※)					※電話番号のみの変更であれば不要
4 受任者の所在地又は電話番号	○			○ (※)					※電話番号のみの変更であれば不要
5 代表者の職名、氏名又は印鑑（会社実印・使用印鑑）	○	○ (※)	○	○					※印鑑のみの変更であれば不要
6 受任者の職名、氏名又は印鑑（会社実印・使用印鑑） ※受任者の新設を含む	○			○	(※)				※受任者を新設する場合は、債権者登録票の提出が必要
7 受任者の廃止	○				○				
8 使用印鑑 (※) のみ ※製造の請負等に係る競争入札への参加、契約の締結、代金の請求及び受領 その他一切の商取引に使用する印鑑	○								
9 個人にあつては、その者の氏名、住所、電話番号又は印鑑	○		○ (※)		○ (※)	○ (※)			※電話番号のみの変更であれば不要
10 競争入札に参加を希望する営業種別又は営業種目若しくは主な取扱い品目	○						○ (※)		※必要な場合のみ
11 競争入札に参加を希望する営業種別又は営業種目若しくは主な取扱い品目	○								
12 「愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約を締結する希望の有無	○								
13 銀行口座	○				○				
14 吸収合併・吸収統合	○	○	○	○	○			○ (※)	※（株主等）総会の決議書等でも可

※ 法務局での登記手続きに日数を要し、変更届が速やかに行えない場合は、変更事項を証明できる書類（総会の決議書等）を添付すれば申請可。

ただし、その場合は、登記完了後、直ちに登記事項証明書の写しを提出すること。